認定研修施設制度規則

第１章 認定研修施設

第１条　公益社団法人 日本矯正歯科学会(以下「学会」という)が、矯正歯科治療に関する十分な専門的知識と技能を有する者を養成する上で適正と判断した研修施設については、研修施設審査委員会が審査した後、理事会の承認を経て、日本歯科専門医機構へ認定審査を申請する。

２．認定研修施設は、主たる基本研修施設（以下「基本研修施設」という）と従たる臨床研修施設（以下「臨床研修施設」という）からなる。

３．基本研修施設は、別に定める所定の研修項目、研修時間を基準とする講義、実習、演習セミナー等を含めた矯正歯科基本研修と合計 150 症例以上の矯正歯科臨床研修を行う。

４．臨床研修施設は、矯正歯科基本研修の症例を含め合計 150 症例以上の矯正歯科臨床研修を行う。

第２条　基本研修施設は、研修指導医の資格を持ち、歯科矯正学に直接関連する学問分野を教授する講座（分野）の主任教授（以下「専門研修プログラム統括責任者」という。）の指導の下で、大学の附属病院において主に矯正歯科治療を行う診療科（室）とする。

２．臨床研修施設は、学会が適正と判断した医育施設もしくは医療施設とする。

３．臨床研修施設は、その施設に常勤する研修指導医の中から、臨床研修の統括を行う者として臨床研修指導管理者（仮称）を１名選任しなければならない。ただし、基本研修施設と臨床研修施設双方の資格を有する施設においては、専門研修プログラム統括責任者が臨床研修指導管理者（仮称）を兼ねるものとする。

4. 学会は専門研修プログラム統括責任者で構成される専門研修プログラム管理委員会を設置し、研修生および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行う。

第３条　基本研修施設あるいは臨床研修施設の認定を受けようとする施設は、別に定められた期限までに別に定める書類を本学会に申請する。

第４条　（基本研修施設の申請資格）基本研修施設の認定を受けることができる施設は、次の各号を満たす大学の診療科に限られる。

（1）　矯正歯科専門医制度規則第６条（3）の基本研修が可能なこと

（2）　研修指導医が１名以上常勤していること

第５条　（臨床研修施設の申請資格）臨床研修施設の認定を受けることができる施設は、学会の示す研修目的を達し、次の各号を満たす医療施設に限られる。

（1）　矯正歯科専門医制度規則第６条（3）の臨床研修が可能な条件を満たすこと

(2)　研修指導医が１名以上常勤していること

(3)　原則、歯科矯正診断料ならびに顎口腔機能診断料の算定可能な施設の届出を行なっていること

第６条　学会は、第３条の申請を行った施設について、研修施設審査委員会において審査し認定研修施設として適格であるとして合格判定があり、かつ、理事会の承認があったときは、日本歯科専門医機構に対し、認定研修施設認定審査を申請する。

２．認定研修施設申請の審査は、年１回行う。

３．研修施設審査委員会は、認定研修施設申請の審査のための実地調査を行うことができる。

第７条　前条第１項の認定研修施設認定審査申請に対し、日本歯科専門医機構において認定がされた場合、機構認定研修施設として認定される。

2.　前項により認定された研修施設について機構認定研修施設としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第８条　基本研修施設および臨床研修施設は、研修施設審査委員会に対して研修の実態を年１回報告しなければならない。

２．　研修の実態報告については別に定める。

第９条　認定研修施設の施設内容や専門研修プログラム統括責任者あるいは臨床研修指導管理者（仮称）の変更があった場合には、その変更等が生じた後３か月以内に変更届けを必要な書式とともに学会に提出する。

第２章 認定研修施設の更新

第１０条　認定研修施設は５年毎に更新しなければならない。

２．　認定研修施設更新の要件および申請方法については別に定める。

３．　研修施設審査委員会は、認定研修施設の更新申請の審査のための実地調査を行うことができる。

第１１条　学会は、前条の申請があった場合、研修施設審査委員会において審査し認定研修施設の更新が相当であるとして合格判定があり、かつ、理事会の承認があったときは、日本歯科専門医機構へ認定研修施設更新認定を申請する。

第１２条　前条の認定研修施設更新認定申請に対し、日本歯科専門医機構において更新認定があった場合、機構認定研修施設として更新される。

２．　前項により更新された研修施設について機構認定研修施設としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第３章　認定研修施設の資格・更新の取消し

第１３条　学会は、基本研修施設が次の各号のいずれかに該当する場合、研修施設審査委員会並びに学会理事会の議を経て、日本歯科専門医機構の承認を得て、その資格を

取り消すことができる。

(1) 申請時の提出書類等に虚偽があったとき

(2) 基本研修施設認定時に基本研修施設の申請資格又は認定要件を欠いていたとき

２．前項により基本研修施設の認定が取り消された場合、初めから基本研修施設として認定されていなかったものとみなす。

３．研修施設審査委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、基本研修施設はこれに応じなければならない。

第１４条　学会は、基本研修施設が次の各号のいずれかに該当する場合、研修施設審査委員会並びに学会理事会の議を経て、日本歯科専門医機構の承認を得て、その更新を取り消すことができる。

(1) 更新時の提出書類等に虚偽があったとき

(2) 基本研修施設資格の更新時に基本研修施設資格の更新要件を欠いていたとき

2. 前項により基本研修施設の資格更新が取り消された場合、前項の取消事由にかかる更新の初めから基本研修施設資格は更新されていなかったものとみなす。

3. 研修施設審査委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、基本研修施設はこれに応じなければならない。

第１５条　前２条は、臨床研修施設の資格・更新の取消しについて準用する。この場合、「基本研修施設」を「臨床研修施設」と読み替えるものとする。

第４章 認定研修施設の資格喪失・回復

第１６条　学会は、基本研修施設が次の各号のいずれかに該当する場合、研修施設審査委員会並びに学会理事会の議を経て、日本歯科専門医機構の承認を得て、その資格を喪失させることができる。

（1）施設より辞退を申し入れたとき

（2）本規則第４条に定める必要条件を欠いたとき

（3）本規則第８条に定める報告、第９条に定める届出を行わなかったとき

（4）基本研修施設資格の更新を行わなかったとき

（5）研修指導医が２年以上在籍しなくなったとき

（6）学会が基本研修施設として不適格と認めたとき

2. 研修施設審査委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、基本研修施設はこれに応じなければならない。

第１７条　学会は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当する場合、研修施設審査委員会並びに学会理事会の議を経て、日本歯科専門医機構の承認を得て、その資格を喪失させることができる。

（1）施設より辞退を申し入れたとき

（2）本規則第５条に定める必要条件を欠いたとき

（3）本規則第 8 条に定める報告、第 9 条に定める届出を行わなかったとき
（4）臨床研修施設資格の更新を行わなかったとき
（5）研修指導医が 2 年以上在籍しなくなったとき
（6）学会が臨床研修施設として不適格と認めたとき

3. 研修施設審査委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、臨床研修施設はこれに応じなければならない。

第１８条　前２条により資格を喪失した施設は、その事由が解消したときは、その旨及び資格の回復を書面で研修施設審査委員会に申し出ることができる。

2. 学会は、前項の申し出があった場合、研修施設審査委員会において、資格喪失事由が解消されたと認められ、かつ資格回復が相当である旨の決議があり、学会理事会の承認があり、日本歯科専門医機構の承認があった場合には、当該資格を回復することができる。

５章　研修施設審査委員会

第１９条　学会は、基本研修施設及び臨床研修施設の資格の適否を審査するために研修施設審査委員会（以下「委員会」という）をおく。

第２０条　委員会は、基本研修施設及び臨床研修施設の資格審査その他本制度の運営のために必要な業務を行う。

第２１条　委員会は本規則第 1 条の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第２２条　委員会委員（以下「委員」という）は、専門医の資格を有し、委員の半数は矯正歯科専門医制度規則第 7 章に定める研修指導医である者を原則とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第２３条　委員会に委員長および副委員長各 1 名をおく。

２．委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

３．委員長は委員会を招集し、その議長となる。

４．副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

第２４条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、3 期を超えて連続して委員となることはできない。

２．委員に欠員が生じ、任期途中で補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２５条　委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席を持って成立し、審査又は決議については出席委員の過半数をもって決する。

２．前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員会の審査又は決議は、研修指導医の資格を有する出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

（1）基本研修施設及び臨床研修施設の認定申請又は更新申請に対する合否の判定
（2）基本研修施設及び臨床研修施設の資格若しくは資格更新の取消し、同資格の喪失又は回復

３．本条第１項にかかわらず、本規則の変更・廃止に関する委員会の決議は、出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

第 6 章 補　則

第２６条　学会は、本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、委員会、理事会の議を経て日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1. 本規則は、令和 4 年 2 月 28 日により施行する。
2. 本規則は、令和６年５月 16 日に改正し、同日から施行する。

認定研修施設制度施行細則

第１条　公益社団法人日本矯正歯科学会認定研修施設制度規則（以下「規則」という）の　施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条（以下「本細則」という）に従うものとする。

第２条　規則第３条により申請をしようとする大学の附属病院診療科およびその他の施設は、基本研修施設指定申請書または臨床研修施設指定申請書を学会に提出しなければならない。

２．前項の申請にあたって、基本研修施設の申請をした施設は専門研修プログラム統括責任者を、臨床研修施設の申請をした施設は臨床研修指導管理者（仮称）を、それぞれ学会に届け出なければならない。

第３条　規則第４条における常勤とは、年間 1320 時間以上の勤務状態をいう。

２．規則第４条における基本研修が可能な条件とは以下の全てを満たすこととする。

（1）複数の診療科を有する病院で、主に矯正歯科治療を行い、原則とし研修指導医が科(室)長を務めている診療科(室) であること。

（2）基本研修に必要な設備・機材が整っていること。

（3）基本研修に必要な患者が確保できること。
基本研修に必要なカリキュラムが整っていること。

第４条　規則第５条における常勤とは、年間 1320 時間以上の勤務状態をいう。

２．規則第５条における臨床研修が可能な条件とは以下の全てを満たすこととする。

（1）複数の診療科を有する病院もしくは診療所で、主に矯正歯科治療を行い、原則として研修指導医が常勤している診療所であること。

（2）臨床研修に必要な設備・機材が整っていること。

（3）臨床研修に必要な患者が確保できること。

（4）臨床研修に必要なカリキュラムが整っていること。

第５条　規則第７条により機構認定研修施設として認定された施設について、委員会は、年間の受け入れ可能な研修医の定員を定めることができる。

第６条　規則第８条に定める報告として基本研修施設および臨床研修施設は毎年、所定の期日までに次の各号を提出しなければならない。

（1）基本・臨床研修実態報告書

（2）基本・臨床研修評価記録

第７条　規則第 10 条に定める更新申請において、基本研修施設および臨床研修施設の施設代表者は、所定の期日までに基本・臨床研修施設指定申請書（更新）を提出しなければならない。

２．更新の要件は、本細則第 3条、4条に定めるもののほか次の各号を満たすものとする

（1）基本・臨床研修実態報告書が毎年適切に提出されていること

（2）基本・臨床研修評価記録が毎年適切に提出されていること

（3）基本・臨床研修に必要な新患数が確保された診療実績があること

（4）基本・臨床研修に必要な延べ患者数が確保された診療実績があること

第８条　本細則を変更し、又は廃止しようとするときは、研修施設審査委員会、理事会の議を経て日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1. 本細則は、令和４年２月 28 日により施行する。
2. 本規則は、令和６年５月 16 日に改正し、同日から施行する。